

つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

つくば市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和5年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までには、確保すべき事業所について、つくば市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和5年中に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的服务を実施することを通じ、幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルの構築が図られるとともに、つくば市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項:外国人を含めた開業を促進するための「つくば市開業ワンストップセンター」の設置

内容:外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等(以下「法人設立等申請」という。)をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「つくば市開業ワンストップセンター」(以下「ワンストップセンター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

- i) 設置主体:国(内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省)及びつくば市
- ii) 設置場所:つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内
- iii) 実施体制:施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。
 - ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・申請サポート担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担い、法人設立等申請の手続き支援等を行う。
 - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容:ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。
 - ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
 - ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
 - ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等
- v) その他:完全予約制。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)及び施設の保守等に要する日を除く、午前11時から午後4時までとする。

(2) 事項：外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「外国人雇用相談センター」の設置

内容：雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「外国人雇用相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省）及びつくば市

ii) 設置場所：つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内

iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。

- ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・相談担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担う。
- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士、行政書士等による各種相談
- ・セミナー等の開催による情報提供
- ・在留許可・不許可に関する事例分析

v) その他：相談担当及び受付スタッフが常駐し、相談対応時間は、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、月2日（第1、第3月曜日を想定）午前11時から午後4時までとする。月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日で対応。

英語対応は事前予約制。